

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律要綱

(傍線部分は今回施行期日を定める分)

第一 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、次の関係法律の規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定めること。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
- 四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）
- 五 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）
- 六 旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）
- 七 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

- 八 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）
- 九 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）
- 十 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）
- 十一 学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）
- 十二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）
- 十三 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）
- 十四 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）
- 十五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
- 十六 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）
- 十七 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- 十八 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）
- 十九 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）
- 二十 公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）

二十一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号）

二十二 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）

二十三 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）

二十四 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）

二十五 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

二十六 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）

二十七 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

二十八 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

二十九 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）

三十 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）

三十一 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）

三十二 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）

- 三十三 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
- 三十四 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）
- 三十五 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）
- 三十六 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）
- 三十七 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）
- 三十八 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）
- 三十九 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）
- 四十 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）
- 四十一 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）
- 四十二 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）
- 四十三 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）
- 四十四 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）

四十五 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）

四十六 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）

四十七 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）

四十八 P T A・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）

四十九 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）

五十 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

五十一 児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）

五十二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第  
号）

五十三 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十

四年法律第 号）

五十四 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

五十五 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）

## 第二 附則

本法の施行期日を規定すること。